

福生市教育委員会会議録

平成23年第3回定例会

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 開催年月日 | 平成23年3月23日(水) |
| 2 | 開始時刻 | 午前10時00分 |
| 3 | 終了時刻 | 午前11時50分 |
| 4 | 場 所 | 第2棟4階 第1委員会 |
| 5 | 出席委員 | 委 員 長 長谷川 貞 夫
委員長職務代理者 平野 裕 子
委 員 加藤 美 子
委 員 渡辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一 |
| 6 | 欠席委員 | なし |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 宮 田 満
参 事 佐 伯 英 徳
庶 務 課 長 田 村 博 敏
学 校 給 食 課 長 山 崎 勇
生涯学習推進課長 高 木 裕
スポーツ振興課長 鳥 越 裕 之
公 民 館 長 高 橋 清 樹
図 書 館 長 島 弘
主 幹 栗 林 昭 彦
指 導 主 事 並 木 茂 男
指 導 主 事 田 村 亜 紀 子 |
| 8 | 傍聴人 | なし |

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 16 号 福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- 日程第 4 議案第 17 号 福生市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 議案第 18 号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 6 議案第 19 号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 7 議案第 20 号 学校から市への定期的な情報提供に関する協定書（案）について
- 日程第 8 議案第 21 号 福生市公立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について
- 日程第 9 議案第 22 号 福生市公立学校サポートチーム設置要領の制定について
- 日程第 10 議案第 23 号 第 2 期福生市生涯学習推進計画（案）の策定について
- 日程第 11 議案第 24 号 第二次福生市子ども読書活動推進計画（平成 23 年度～27 年度）（案）の策定について
- 日程第 12 議案第 25 号 福生市社会教育委員の委嘱について
- 日程第 13 議案第 26 号 福生市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 14 報告第 4 号 平成 22 年度学校評価報告について
- 日程第 15 報告第 5 号 平成 23 年度全国学力・学習状況調査の実施について
- 日程第 16 報告第 6 号 市長部局における専決処分について（学校給食費に係る支払督促に対する異議申立訴訟）
- 日程第 17 報告第 7 号 福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の人事異動について
- 日程第 18 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員 長 それでは、ただ今から平成 23 年第 3 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、平野裕子委員、加藤美子委員の両名に署名委員として指名いたします。

ここで日程についてお諮りいたします。

本日、追加議案がございますので、追加日程第 1、報告第 8 号を日程第 17、報告第 7 号の後に、追加日程第 2、その他報告事項を、日程第 18、その他報告事項 1 の後に審議したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって追加日程第 1、報告第 8 号を日程第 17、報告第 7 号の後に、追加日程第 2、その他報告事項を、日程第 18、その他報告事項 1 の後に審議することといたします。

次に、日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育 長 教育委員会定例会に御出席をいただいております。今月は 2 回程臨時会もあったところでございまして、御多用の中お出かけをいただきまして大変ありがとうございます。また、中学校の卒業式におきましてもお出かけをいただいたところでございました。大変ありがとうございました。お世話になりました。

平成 23 年 2 月 22 日に、ニュージーランドで大きな地震がありまして、その際に多くの日本人留学生の方々が亡くなられたとのニュースが流れ、国内でも随分大きな悲しみの中にあつたところでございましたが、去る平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震といった巨大な地震の発生がありまして、連日その状況が報道されているところでございます。

いつかはと報道されていたところでございましたが、まさにこのような現実が起こるのかといった恐ろしさと驚きのあるところでありまして、言葉がない状況でございます。命を亡くされた方、その数も阪神淡路大震災を越えると報道がされておりました。また、被災の区域も南北 500 キロと、大変広域にわたっておりまして、被災者あるいは被災地への支援もままならない状況の中、さぞかし被災地の皆様方にはもどかしさを感じておられることかと存じます。

そのような中で、海外のメディアによりますと、被災地の人々の沈着な対応への礼賛が大きく取り上げられ、日本人の品格に対する賞賛が、メディアの中で取り上げられていることだと聞くところでございます。被災地の皆様方にはどれほどか厳しく苦しい思いをされていることかと思いますが、その言動や態度に、私どもは同じ国民としてただただ敬服をするばかりでございます。

この地震の対応に関係いたしまして、市でも、後程担当から御報告申し上げる部分もございますが、様々な対応がされているところでございます。この対応の問題につきましては、日々様々な情報が私どもにも寄せられておりまして、それに対する対応等々、なかなか教育委員会にお諮りをして御決定をいただく状況がございませんので、今後様々な対応につきまして、私どもでとりあえずの対応をいたしまして、後日その状況についての御報告をしながら、お許しをいただくといった状況が今後とも続いてまいるかと思しますので、あらかじめ御理解をいただいております。

地震の発生以降、福生市が当面行いました対応は、帰宅困難者への対応があり、また東京電力の発しております計画停電に対する対応がございました。

そして平成23年3月19日以降、被災者の一時避難の受け入れが、福生市の場合は福祉センターで定員30名、お受けすることになっているところでございます。現在では、福祉センターに4家族13人の方が避難をされて来られている状況でございます。これにつきましては、市をあげてそれぞれの部署が職員を出しながら、そういった方々に対する対応方いたしているところでございます。

また、被災地から近隣の知人を頼って来られた方で、福生市内に住居を定められ、市内の小学校に就学したいとお申し出をいただいている家族も、1家族いらっしゃいます。新小学1年生と新小学3年生の就学が予定されるところでございます。こういった方々にとりましては突然の事態でございまして、本来取るべき手続きがなかなか取れない状況がございまして、目下特例的な措置対応等、教育委員会といたしても、転入学について手続きを進めているところでございます。

計画停電による影響につきまして、卒業式あるいは入学式に対しまして、私どもとしては学校との対応等々検討する中で、臨時校長会を設けまして、打ち合わせ等調整をいたしてきたところでございます。そして当日の式典につきましては、時期も時期であることから、会場の設営、あるいは国旗

の掲揚については、地震による被災者への弔意を表す意味で、華美なものとならないよう指示をいたしているところでございます。

従いまして入学式につきましても、今年に限りましては卒業式と同様の対応をするよう、学校には指示をいたしているところでございます。

なお、小学校の卒業式につきましても、式典の開始時間について、この計画停電にかかることもあるようでございますが、そのような事態についても予定どおり式典は行うといった方向にあります。委員各位にはまた御出席をいただき、告辞をいただくこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、学校教育関係で幾つか申し上げておきたいと思いますが、損害賠償の請求事件のことについては、後程御説明申し上げますので、その際に申し上げます。

その他、メモにいたしておりますことが予定され、又は既に終わっているものがございます。

社会教育関係では1点、防犯カメラの設置について申し上げておきたいと思っております。以前不審者による事件現場になり、警察官の立入調査を、市民会館で受けたわけでありまして、それに伴いまして、今後の対応で防犯カメラの設置について検討いたしてまいりました。先だって平成23年2月24日に福生市個人情報審議会から、私どもが計画しておりましたことに対する答申をいただき、計画どおり承認をいただいたことございまして、2月中旬以降テスト運営をしながら、平成23年3月1日から本格稼働いたしているところでございます。

市の動向といたしましては、先に一般職のうち、管理職の異動について御協議方いただいておりますが、その他職員についても定例の人事異動の内示が行われております。後程これらについても御説明をさせていただきます。

次に、各種の会議や事業等々が、今回の地震の影響等を受けまして中止になったところがございます。教育委員会表彰式、あるいは児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート、さらに中学生駅伝大会等も予定がされておりましたが、中止をせざるを得ないことがございました。残念ではございますが、このような状況でありますので、やむを得ないところかと考えるところでございます。

諸会議といたしましては、市議会が目下開会中でありまして、既に各委員会は全て終わっております。平成23年3月29日に最終の本会議が開か

れまして、そこで審議結果等について決定がされることになっております。議会におきましても、平成 23 年 3 月 11 日以降、計画停電の影響等もありまして、変則的な会議の対応がとられているところでございます。なお、会議結果につきましては次回委員会で御報告を申し上げたいと存じます。

緊急事態の対応がございまして、委員各位に対する御連絡でありますとか、あるいはその他諸準備等、何かと不手際のあるところでございまして、大変申し訳ない次第でございます。お詫びを申し上げながら御理解をいただければと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

委員 長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

平野委員 この度の地震で被災された御家族が福生に来ていらっしゃるということで、今回小学校に転入される御家族もあるようですが、福生市では様々な相談機能も充実しておりますので、やはり心のケア、また十分なお心配りをいただければと思います。

今年小・中学生の作品展がプチギャラリーで行われたと思うのですが、私も作品を見させていただきました。気軽に児童・生徒の作品を見ることができるので、家族連れがとても多く、和やかな雰囲気で見てくださいました。会場は、3階、4階を使っていましたけれども、できましたら駅と同じ2階であれば、もう少し一般の通行人の方もたくさん見ていただけたのではないかと印象を持ちました。

小学生の作品に名前と学年が貼ってありましたが、各学校統一していただいた方が鑑賞する側も見やすいと思いました。

委員 長 御意見としていただきます。他にございますか。

様々な御意見等ありますでしょうけれども、何かあれば、後程また担当へ言っていたきたいと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第 3、議案第 16 号、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第 16 号、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、御説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、スポーツ振興審議会設置条例の制定に伴い、本規則を改正する必要があるため、本議案を提出するものでございま

す。

具体的に申し上げますと、来年度スポーツ振興基本計画の策定に向け、福生市スポーツ振興審議会を設置いたしますが、その審議会の委員につきましては、他の社会教育委員や体育指導員などと同様に、教育委員会が委嘱することとなります。もし仮に教育委員会ではなく、教育長が委嘱するのであれば、本規則を改正する必要はございませんが、教育委員会が委嘱することとなるため、本規則を改正しようとするものでございますが、恐れ入ります、既に御配付をさせていただいております議案第 16 号附属資料の新旧対照表を御覧いただければと存じます。

第 2 条に「委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する」となっております。このように教育長に委任しない具体的な事項を列挙し、それ以外の事項を委任するといった条文のつくりとなっております。そこで、現行の第 12 号を御覧いただきたいと存じますが、「社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、体育指導委員、文化財保護審議会委員、学校給食センター運営審議会委員及び学校評議員を委嘱すること」と規定しておりますので、ここに改正案のとおり「スポーツ振興審議会委員」を加えようとするものでございます。なお、施行日につきましては平成 23 年 4 月 1 日としております。以上でございます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第 16 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 4、議案第 17 号、福生市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 それでは日程第 4、議案第 17 号、福生市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

提案理由でございますが、教育センター全体の業務の円滑化をねらいとして、教育センターに統括主任等を配置するため、本規則を改正する必要があるために提案をいたすものでございます。「福生市教育センター条例

施行規則の一部を改正する規則」を御参照願います。併せまして議案第 17 号附属資料の新旧対照表も御参照願いたいと思います。

まず第 2 条の見出しの中におきます「副センター長」を「副センター長等」に改め、第 5 項で教育センター統括主任を置くことといたし、さらに第 6 項で、統括主任は学校教育の経験を有する者から非常勤職員として教育委員会が任命または委嘱することといたし、第 7 項で副センター長を補佐することといたしました。

また、各部署に主任を置くこととして、第 3 条第 1 項の (2) におきまして教職員の研究・研修所主任、第 7 条第 1 項の (2) に、教育相談室主任、(6) としてその他必要な職員を置くこととし、第 4 項で教育相談員についての規定を整理するとともに、「臨床心理士」から、臨床心理に関わる様々な資格を広げるといった意味で「臨床心理士等」に改め、第 11 条の第 1 項の (2) に適応支援室主任を置くこととし、それに伴う文言等の変更を行ったものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第 17 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり可決することといたします。

ここで日程についてお諮りいたします。

日程第 5、議案第 18 号と日程第 6、議案第 19 号は、関連がありますので、一括して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって日程第 5、議案第 18 号から日程第 6、議案第 19 号までは、一括して審議することといたします。

それでは、日程第 5、議案第 18 号から日程第 6、議案第 19 号までを一括して、参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは、日程第 5、議案第 18 号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

す。

まず、この福生市就学援助費支給事業につきましては、家庭の経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対しまして、学用品や給食費等を援助いたす事業でございます。また、福生市特別支援教育就学援助費支給事業につきましても、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者を対象にした同様の事業でございます。

この改正についてでございますが、平成 20 年 4 月に行いました学校教育法の改正に伴い、条番号等の修正を行い、さらに修学旅行費の支給に上限を設けたいために、本規則を改正する必要があるために提案をいたすものでございます。「福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について」を御参照願います。

変更点につきましては主に 2 点ございます。まず 1 点目につきましては、先程申し述べました、平成 20 年 4 月に学校教育法が改正されたことによりまして条項ずれが生じました。その結果、第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 4 号を改正するものでございます。

2 点目につきましては、別表第 1 で、修学旅行費についての規定がなされておるところですが、現時点では現状実費の支給になっておりまして、制限を設けておりませんでした。従いまして今回の改正で「通学区域に該当する学校における支給額を限度とする」ことを、公平性を担保することにより、この規定を新たに加えるものでございます。

また、別記様式第 1 号中の 4 番といたしまして、「低収入・低所得世帯である。」を、第 4 「低収入・低所得世帯である。」併せて 5 といたしまして「特別支援学級・通級学級に入級している。」に改めるものでございます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終ります。
それでは 1 議案ごとにお諮りいたします。

議案第 18 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第 19 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 7、議案第 20 号、学校から市への定期的な情報提供に関する協定書（案）についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 日程第 7、議案第 20 号、学校から市への定期的な情報提供に関する協定書（案）について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本市ではこれまでも児童虐待につきまして、学校から子ども家庭支援センター及び児童相談所に対する適切な通告をしており、一度通告した児童・生徒等の様子につきまして、経過観察を行いながらケース会議等を実施し、継続的な情報交換を行い、対応してまいりました。

平成 22 年 3 月 24 日付けで文部科学省の通知から「学校等から市町村または児童相談所への定期的な情報提供について」といった通知がまいりました。この通知を受けまして、児童虐待の未然防止及び早期発見への適切な対応を図ること、及び福生市と福生市教育委員会が本協定書を締結することにより、これまで実施してきました情報提供をより円滑に進めるとともに、よりきめ細かい対応を図ることを目的とし、本協定書を作成いたそうとするものでございます。

本協定書は、福生市と福生市教育委員会が、文部科学省及び厚生労働省が協議により作成いたしました「学校及び保育所から市町村または児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」の適切な運用を図るために締結をするものとして、それをまず規定いたし、第 1 条で情報提供の対象とする児童または生徒を規定しております。さらに第 2 条で情報提供の頻度、第 3 条では情報提供の内容といたしまして、対象児童・生徒の対象期間の出欠席状況、欠席があった場合における家庭からの連絡の有無、欠席の理由、その他児童虐待の防止に必要な情報であると教育委員会が認めた事項としております。

以下、第 4 条で情報提供の依頼、第 5 条で情報提供の期日、第 6 条で緊急時の対応といたしまして、児童虐待等が発生した場合の緊急時において、前条の期日を待つことなく、教育委員会は市に対し速やかに情報提供又は通告をするものとしております。さらに第 7 条で情報提供の内容の対応、第 8 条では個人情報の保護に対する配慮、第 9 条につきましては、協定に定めのない事項または疑義が生じた場合の決定について規定をしており

ます。

なお、記録書、要保護児童に関する出欠情報記録書につきましては、第4条で規定しております要保護児童に関する出欠情報を記載する記録書でございます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

協定書（案）では「対象児童・生徒」とあります。ですが、様式第1号では「要保護児童」となっています。ここに「生徒」は入れなくて良いのですか。

文章では「情報提供の内容は」とか、例えば第1条にも「情報提供の対象とする児童または生徒」と、様式を決めてあるのが様式第1号ですね。そこには「児童」しかないけれども、それでよろしいのでしょうか。

参事 ただ今委員長より御指摘がございましたが、別記様式第1号の「要保護児童に関する出欠情報記録書」につきましては、「要保護児童・生徒に関する出欠情報記録書」に改めさせていただきます。

委員長 福生市として考えなければいけないのは、福生市以外の学校・法人等へ通っている児童・生徒のケアについて、教育委員会ではできないですけれども、何か手立てを打つべきなのではないでしょうか。

教育長 教育委員会が所管しますのは公立学校に関するもので、それ以外は一切市長部局で行うことになります。

委員長 こちらでは考えなくてよろしいのですか。

教育長 はい、我々としては権限がないものでございます。

参事 ただ今のお話でございますけれども、子ども家庭支援センターの方で毎月行なわれております要保護児童対策委員会では、通告のあった児童・生徒についてはフォローをしております、その中には私立学校に通っている者も現在対象になってございます。

委員長 わかりました。他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第21号、福生市公立学校におけるセクシュアル・

ハラスメントの防止等に関する要綱の制定についてを議題といたします。
参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第8、議案第21号、福生市公立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱案の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市公立学校におきますセクシュアル・ハラスメントの防止及び問題が生じた場合に適切に対応するため、本要綱を制定する必要があるために提案いたそうとするものでございます。

まず第1条で本要綱の趣旨を規定しております。さらに第2条でセクシュアル・ハラスメントに係る文言等の定義をいたし、以下第3条で教育委員会の責務、第4条では教育委員会指導室に苦情相談窓口を設置し、第5条で苦情相談員を置くこと、第6条でその職務を規定いたしております。さらに第7条では校長の責務を規定いたし、第8条で学校に校内相談窓口を設置し、校内相談員を置くこと、第9条ではその校内相談員の職務を規定いたし、第10条で苦情相談の申し出の方法、第11条ではプライバシーの保護、第12条でセクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合の措置として(1)から(5)を規定いたしております。

以下第13条では、苦情相談等に関する庶務は指導室において処理をすることとし、第14条ではこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるとした委任規定を、附則といたしまして、この要綱は平成23年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

今、最後に御説明いただいた12条なのですけれども、12条の(1)被害者と加害者との関係改善に向けての支援、これは具体的にはどのようなことをイメージしているのですか。セクシュアル・ハラスメントが起り、認定されたのですね。その相談を受けた相談員が被害者と加害者の間を取り持つといった意味なのか、どういった状況を想定しているのですか。

参事 この場合、学校を想定しておりまして、被害者となると児童・生徒、加害者となればそれに伴う大人、主に教員であろうかと思えます。広くその関係の改善、大きくとらえた形での関係改善ととらえております。

委員長 東京都その他では、こういった用語を使って実際対応しているのですか。

参事 基本的にこの防止要綱につきましては、平成11年に既に規定しております都立学校における防止の要綱を基本的に参照しております。従いましてその相談窓口の業務等についても、それを参考にして本要綱をつくった

ものでございます。

委員長 大分その後進んでいますから、個人的な感想としては、苦情相談員が余り表に出ない方がふさわしいかと思えます。ただ、文言として書いてあることは良いのだけれど、あくまでも両者にわからないところでないと訴えにくいわけですね。

それと、学校現場ではパワー・ハラスメントもあります。それについては東京都では規定していませんか。

参事 上司から部下へのパワー・ハラスメント等については、実態としてはございますが、それに関する規定は今のところございません。

委員長 例えば教員から児童・生徒、あるいは一般的な職員から児童・生徒を含めて、パワー・ハラスメントとしてありえます。このセクシュアル・ハラスメント自体もそうですが、ハラスメント全体を少し検討してみたいかでしょうか。投げかけとしてですが、是非御検討いただきたいと思えます。

多分、実際起こるとこの要綱では、とても動けない部分もたくさんあるうかと思えます。ないことを望みますが、検討しておいてください。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 21 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 9、議案第 22 号、福生市公立学校サポートチーム設置要領の制定ついてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第 9、議案第 22 号、福生市公立学校サポートチーム設置要領について説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、福生市公立学校サポートチームを設置するために必要があるため、本案を提出するものでございます。既に本市においては中学校 3 校にこのサポートチームが設置されております。中学校では 2 校が設置済み、実態としてはもう既に設置され、機能しておるところですが、明確な校務分掌上には位置付けられていない学校がまだ 1 校ございます。今回この福生市公立学校サポートチーム設置要領を明確に定め

た上で、市内におきます 10 校において、校務分掌に明確に位置付けられたサポートチームを設置いたしたいと考えておるところでございます。

恐れ入ります、議案書の「福生市公立学校サポートチーム設置要領」を御参照願います。この要領でございますが、まず第 1 条で設置の目的を規定しております。第 2 条で所掌事項、第 3 条で設置場所、第 4 条で（1）から（13）で挙げましたもののうち、校長が指定したものをサポートチームの構成員として組織することを規定しております。さらに第 5 条で任期を 1 年とし、再任を妨げない旨、第 6 条で会議について、第 7 条で秘密の保持、第 8 条で委任について、さらに附則といたしまして、平成 23 年 4 月 1 日から施行する旨を規定しております。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

第 4 条の「統括指導主事」とありますが、本市では「主幹」と入れておいた方が良いのではないですか。

参事 第 4 条の（11）でございますが、統括指導主事につきましては、本市の職名として「主幹（統括指導主事）」といった形で規定いたし、修正をいたしたいと思えます。

委員長 よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 22 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 10、議案第 23 号、第 2 期福生市生涯学習推進計画（案）の策定についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 日程第 10、議案第 23 号、第 2 期福生市生涯学習推進計画（案）の策定について説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。第 2 期福生市生涯学習推進計画（案）を作成したため、本案を提出するものでございます。

内容でございます。第 2 期福生市生涯学習推進計画（案）につきましては、平成 9 年 3 月に策定されました福生市生涯学習推進計画、さらに平成

17年に策定されました修正福生市生涯学習推進計画を継承しながら、現在の生涯学習の現状と課題を明らかにし、今後の施策の推進をしていくための方策を示そうとするものでございます。

平成21年度に社会教育委員の会議より答申をいただきました内容をもとに、総合計画第4期及び教育振興基本計画、教育推進プランとの整合性を図りながら、庁内で組織します生涯学習推進本部会議及びその幹事会で計画案を作成いたしました。

内容につきましては、昨年11月の教育委員会協議会で説明させていただきました計画案の内容のとおりでございます。その後、市民及び市議会議員からの意見聴取を行い、4人の市民からいただきました7件の質問につきましては教育委員会協議会、さらに社会教育委員の会議に報告し、平成23年3月1日発行の「広報ふっさ」で市民の意見に対する考え方をお示しいたしました。さらにその後、本計画案につきましては、2月の教育委員会協議会にお諮りし、御決定いただきました内容を平成23年2月22日の庁議に付議し、決定をいただきました。併せて教育委員会定例会にお諮りするものでございます。

本計画が策定されましたら、平成23年4月1日発行の「広報ふっさ」で市民の皆様にお知らせをし、同時に市役所の情報コーナー、図書館、公民館等に計画書を配置し、市民の方々に御覧いただけるようにいたします。また、関係機関への配付を行う予定でございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議を賜り、原案どおり御決定いただきますようお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第24号、第二次福生市子ども読書活動推進計画(平成23年度～27年度)(案)の策定についてを議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図書館長 日程第11、議案第24号、第二次福生市子ども読書活動推進計画(案)の策定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成 17 年度に策定いたしました福生市子ども読書活動推進計画が平成 22 年度までの計画期間であることから、新たに平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の計画を策定しようとするものでございます。

第 2 回教育委員会定例会での御説明後の経過でございますが、平成 23 年 3 月 1 日に広報にて、1 月に実施いたしましたパブリックコメントを公表いたしました。また市議会総務文教委員会協議会にて御報告をいたしました。

なお、公表でございますが、平成 23 年 4 月 1 日、市図書館のホームページでの公開、紙ベースでは市役所情報コーナー、市内 4 館の図書館にて御覧いただけるよう予定しております。

本日御検討いただき、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第 24 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 24 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 12、議案第 25 号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 日程第 12、議案第 25 号、福生市社会教育委員の委嘱について説明をさせていただきます。

福生市社会教育委員の委嘱につきましては、福生市社会教育委員の設置に関する条例第 5 条の規定に基づき、次の者を福生市社会教育に委嘱するものでございます。

同条例によりまして、委員の定数は 10 人と規定されており、また福生市社会教育委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、学校教育関係者及び社会教育関係者として 5 名、学識経験者として 5 名を委嘱候補者とするものでございます。なお、選出基準につきましては平成 23 年 3 月 18 日に行なわれました教育委員会協議会におきまして御意見をいただき、修正した内容に基づいております。

委員候補者につきましては、新任の方を御紹介いたします。福生市公立

小・中学校校長会からは酒井憲幸氏が推薦されました。福生市ボーイスカウト・ガールスカウト連合育成会からは渡辺邦雄氏が推薦されました。福生市公立小・中学校 PTA 連合会からは野村亮氏が推薦されました。

また、学識経験者の新任の委員は萬沢明氏でございます。この方は、市内にございます萬社会福祉労務士事務所代表でございます。また福生市の地域福祉推進委員、NPO 法人けやきの理事長、また日本福祉大学講師を務めていらっしゃいます。

以上、10 人の委員候補者の任期は平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まででございます。

以上で説明とさせていただきます。原案のとおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

酒井氏、渡辺氏、野村氏の推薦母体はわかりましたが、どのような方であるか御説明できればしていただけますか。

生涯学習推進課長 酒井憲幸氏におかれましては、平成 20 年 3 月まで国分寺第六小学校長を務められまして、現在は福生市小学校の嘱託教育相談員をなされております。

渡辺邦雄氏におかれましては、ボーイスカウト・ガールスカウト連合育成会から御推薦をいただきましたが、特に詳しい経歴は把握してございません。

委員長 例えばボーイスカウトのメンバーであるとか、あるいは団長、団長経験者であるとかですか。

生涯学習推進課長 連合育成会の役員をされていると聞いております。野村亮氏は平成 21 年度、平成 22 年度の福生第五小学校 PTA 会長、また福生市公立小・中学校 PTA 連合会会長をなさっておりました。平成 23 年度以降、会長職は退かれますが、PTA の一会員として御推薦をいただいております。

委員長 わかりました。他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 25 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 25 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 13、議案第 26 号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱に

ついてを議題といたします。公民館長より内容説明をお願いいたします。

公民館長 それでは日程第 13、議案第 26 号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱について御説明いたします。

福生市公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、社会教育法第 30 条及び福生市公民館条例第 17 条の規定に基づき、次の者を福生市公民館運営審議会の委員に委嘱するものでございます。

福生市公民館条例により、委員の定数は 10 名と規定されており、また福生市公民館運営審議会委員候補者選出基準に基づきまして、学校教育関係者 1 名、社会教育関係者 6 名、家庭教育関係者 1 名、学識経験者として 2 名を委嘱候補者とするものでございます。

選出基準につきましては、平成 22 年 3 月 18 日に行なわれました教育委員会協議会において、御意見をいただきまして修正した内容に基づいております。

委員候補者につきましては、新任の方を御紹介いたします。学校教育関係者として、福生市公立小学校校長会から小野寺萬次氏が推薦されました。社会教育関係者としまして、公民館松林分館利用者交流会から八木五郎氏が推薦されました。家庭教育関係者として、福生市社会福祉協議会から高山裕之氏が推薦されました。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 委員の方の年齢層はわかりますか。

前田政一氏が再任されていらっしゃるけれども、退かっていた理由がわかりましたらお願いいたします。

公民館長 年齢層でございますが、全員 70 歳以下でございます。

委員長 重大なことではないかもしれないので、一番下が何歳ぐらい、一番上が何歳ぐらいだけ教えてください。

公民館長 一番若い方が、昭和 54 年生まれの方がおります。後は、昭和 40 年代生まれの方。昭和 20、30 年代生まれの方が中心でございます。

前田委員につきましては、白梅分館から選ばれております。再度平成 21 年度から選ばれてございますが、退かっていた理由は特にございませ

平野委員 その間公民館活動を続けていらしたのですか。

委員長 推薦を受けて、公民館長で判断したのですね。

公民館長 前田委員はボーイスカウトの活動をしておりまして、公民館活動は続け

ていらっしやいます。

委員 長

わかりました。他に質疑はございませんか。
ないようでしたら、質疑を終わります。
それではお諮りいたします。

議案第 26 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

委員 長

御異議なしと認めます。よって議案第 26 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 14、報告第 4 号、平成 22 年度学校評価報告についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参 事

日程第 14、報告第 4 号、平成 22 年度学校評価報告について報告申し上げます。事前にこの総括表につきましてはお目通しいただいているとは存じますが、各校、ポイントとなる点につきまして報告申し上げます。

この総括表につきましては、年度当初各学校におきまして校長が策定をいたした学校経営計画の実施状況について、自己評価及び学校関係者評価を行ないまとめました学校評価書を整理したものでございます。

まず第一小学校につきましては、学習規律の確立のための組織的な取組、具体的に申し上げますと、チャイム着席の徹底を今年度重点指導目標として取り組み、ある一定の成果を上げております。来年度につきましてはその学習規律のもとに、さらに質の高い授業、児童の興味・関心を高めていく授業を展開することによって、学力向上を目指すといったところが第一小学校の課題ではないかととらえております。

第二小学校につきましては、市全体七つの小学校におきましても、基礎学力の定着が長年の課題でございます。全国並びに東京都の学力テストの結果を組織的に分析いたしておりまして、それを授業改善に活かす取組を行っております。成果の上った部分と、まだまだ課題として残っている部分があるかととらえておるところでございます。来年度につきましては、福生第二小学校は東京都の人権尊重教育推進校になりまして、2年間の研究をいたすといったところで、また新たな展開を期待しておるところでございます。

続きまして第三小学校につきましては、第一中学校のブロックとして第三小学校及び第二小学校がございしますが、この小・中連携で生活指導面のみならず、学習面での様々なつなぎのために、今回小学校 6 年生についてプレテストを行い、さらに春休みの過ごし方等についても、学習のプリン

トを第一中学校ブロックで作成をする取組を、今年度新たに行っております。

続いて第四小学校につきましては、10校中唯一、現時点で30日以上欠席児童がいない学校でございます。学校規模としては単学級もある小さな学校ではありますが、来年度が発表年度になりますが、「心豊かに生きる子どもの育成」といった研究テーマを掲げて、主に国語科における文学的文章を読む、音読の活動を現在研究しているところでございます。

続いて第五小学校につきましては、昭和47年から続いております愛鳥の学校で、様々な体験活動を通して環境教育、心の教育の推進を一つの特色として行っている学校でございます。来年、市の研究指定の1年目で、愛鳥活動とも絡みながら、学力、授業改善等にも取り組んでいくと伺っております。

続いて第六小学校につきましては、今年度「PISA型の読解力の向上を目指した授業の工夫」で、校内研修をかなり進めております。そのことによって学力向上、学力テストの結果にある程度の成果が現れているととらえております。

小学校の最後でございますが、第七小学校につきましては、校長のリーダーシップをかなり発揮している学校であると、指導室としてはとらえておまして、「チーム七小」を教職員の合言葉にして、生徒指導のみならず、授業改善にも取組み、成果を上げておるところでございます。この学校評価に関する保護者アンケートの回収率といった点でも群を抜いておまして、全家庭数の88%の回収率で、地域のみならず、家庭及び地域の御協力もかなり得られているととらえておるところでございます。

続きまして中学校でございます。まず第一中学校につきましては、今年度「8組」の生徒数が大幅に増えたことに伴い、その中の指導で、特別支援教育の推進を学校として掲げて、様々な取組をいたしております。先程申し上げました小・中学校との連携の中にも、小学校における通常級に在籍する、特別な支援を要する児童への支援であるとか、具体的な取組を現在進めておるところでございます。まだまだ第一中学校については、生活指導面でも課題はまだございますが、校長を中心とした組織として生活指導に取り組んでおり、成果を上げているととらえているところでございます。

続きまして第二中学校につきましては、三つの中学校の中では一番、授業改善、校内研修について組織的に取り組んでおる学校ととらえておりま

す。また図書についても、総合的学習の時間の中で読書活動等も取り入れておりました、貸出冊数についてもかなり成果を上げているととらえております。

第三中学校につきましては、中学校3校の中では唯一今年度、月曜日に6時間目を設定し、週29時間の時間割で授業を展開しております。比較的ゆとりのある授業時数を確保しております、その中で学校行事等にもある程度、準備等にも時間をかけられるとのことで、成果を上げているととらえておるところでございます。

以上、雑駁ではございますが、10校についてのポイント、総括表におけるポイントを述べさせていただきました。この評価につきましては、このあと各学校のホームページ等で、あるいは既に学校だより等で掲載して、保護者及び地域に公表しておりますが、この後ホームページ等にも掲載をいたし、この評価を生かして、来年度の学校経営に反映させるべく指導をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 この総括表を見させていただいても、各学校、先生方が各学校の課題になるものをきちんととらえて、それに対してとても前向きに取り組んでくださっているのがよくわかりました。一覧にさせていただいたおかげで、学校ごとの様子、特色等もきちんと把握できまして、今後の支援についても考えていきやすいように思えます。今年1年間の成果をとらえて、是非来年度につなげていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 この表のつくり方だけ教えてください。学校自己評価総括、改善策は各学校がやっていますね。学校関係者評価総括は、誰がつくり、誰が改善策を与えているのですか。

参事 まず学校自己評価総括については、目標を明確に定めた学校自己評価シートがございまして、それに基づいて学校長が自己評価をいたしているものでございます。従って、それに対する改善策も学校長が、主幹との意見を聞きながら作成をしているところでございます。

真ん中の学校関係者評価総括につきましては、全ての学校において学校評議員の方にお集まりいただいて、年3回程度の学校評議員の会合を設定いたし、その中で意見交換をして、その中でまた改善策を検討しておるところでございます。その自己評価と学校関係者評価を総括した形で、最終

的には学校長の方で、来年度へ向けた改善策等も盛り込みながら総括評価をしておるところでございます。

委員 長 理解しました。他に質疑はございませんか。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。報告第4号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって報告第4号は原案のとおり承認することといたします。
次に、日程第15、報告第5号、平成23年度全国学力・学習状況調査の実施についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは日程第15、報告第5号、平成23年度全国学力・学習状況調査の実施について報告いたします。こちらにつきましては平成23年4月19日、小学校第6学年及び中学校第3学年を対象として行われる全国の学力調査でございます。

主な内容といたしましては、小学校では国語、算数。中学校では国語と数学といった形で実施されます。こちらの資料につきましては各小・中学校に出した通知文書の写しでございます。なお、抽出校につきましては、従来どおり文部科学省、東京都教育委員会と福生市教育委員会といたしまして、公表をいたしておりません。当該校には実施の通知、その他の学校につきましては該当でない旨の連絡はしてございます。

福生市では、抽出校以外の小・中学校につきましては希望利用といった形で、文部科学省から届きます調査用紙を各学校で、調査当日であります平成23年4月19日以降に校内で活用する形で利用させていただきます。
以上でございます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
新聞報道等で延期や中止といったことが書いていますけれど、正確には何も伝わっていないですか。

参 事 延期に関する報道等はなされておりますが、正式な通知は、まだこちらに届いておりません。

委員 長 都教育委員会には問い合わせは出しましたか。錯綜しているかもしれないので、一応確認はこちらからもした方が良いかと思えます。
他にございますか。

平野委員　この学力テストは、抽出校以外は希望利用とのことでしたけれど、大体市内で利用される学校はどれくらいですか。全校ですか。

指導主事　市内では全校が問題を手に入れる形になりますが、実際に同じ形で、同じ時間で実施する学校は、本年度で3校ございました。その他の学校につきましては、問題を分析したり授業内で活用したりと対応をしております。次年度につきましてもそのような対応になるかと思われま。

委員長　校長会あるいは指導室等で福生市全体の教育を考えると、とても良いものです。足並みを揃えて研究しようといった考え方は、出てきていないのですか。あるいはリードしてはいけないものなのですか。

指導主事　全く出てきてないとのことではございませんが、現状、東京都の学力向上調査を全校で実施してありまして、連動した形で授業改善推進プランを作成して実施しております。

委員長　実施日が違うと、例えば中にはその問題を既にやった児童・生徒がいたりしてしまいます。正確なデータが取りにくいかと思うのですね。何か改善できる点があれば、せっかくだから使えるような方向があればといった意味での御質問であったかと思ひます。

平野委員　特に小学校6年生ですから、中学校に向けての連携、つなぎの部分で指導につながるものがあるのではないかと思ひました。市として確実なデータはとれなくても、各学校で調査を実施された場合、その結果だけでも教育委員会に届けば、参考になる部分があるのではないかと思ひました。

委員長　では、これは福生市全体で学力向上の研究、研修に付するよう資料としていきたいとの希望が、教育委員会に出されたらと整理させていただきます。他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第15、報告第5号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　御異議なしと認めます。よって報告第5号は原案のとおり承認することといたします。

報告第5号はそういったものを付記した上で承認させていただきます。強制ではございませんが、できる限りの御努力をお願いします。

次に、日程第16、報告第6号、市長部局における専決処分について(学校給食費に係る支払督促に対する異議申立訴訟)を議題といたします。学校給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 日程第 16、報告第 6 号、市長部局における専決処分について（学校給食費に係る支払督促に対する異議申立訴訟）について説明をさせていただきます。

まず高額滞納者とは、2 年以上の給食費の未納期間がある方で、再三の納付督促、催告及び訪問を実施しましたが、誠意ある対応がない保護者といった形でとらえております。その高額滞納者の状況でございますが、保護者数で 11 名、児童数では 17 名でございます。金額は平成 23 年 3 月 17 日現在で 133 万 8,285 円でございます。

その対応状況でございますが、1 の支払督促申立は、現在その 3 件を実施しております。1 件目でございますが、現在強制執行中、債権・預金等の差押手続き中でございます。2 件目の保護者でございますが、支払督促申立後、すぐに直接学校給食課に話し合いを求めてまいりましたので、誓約書を交わし、現在分納中でございます。3 件目でございますが、本日詳しく説明をさせていただく高額滞納者でございます。これは後程、全体を説明させていただきましてから詳しくお話をさせていただきたいと思っております。分納中の方は、2 件でございます。今後支払督促の申立予定は、4 件の保護者を予定しております。

3 ヶ月以上の未納期間がある人数は 46 名で、金額では 84 万 6,430 円でございます。

以上が高額滞納者に対する対応状況でございます。

資料は、学校給食に係る支払督促に対する異議申立訴訟の保護者に対するものでございまして、時系列でまとめさせていただいております。

この保護者につきましては、平成 23 年 1 月 6 日に青梅簡易裁判所に支払督促の申立を実施いたしましたが、平成 23 年 1 月 24 日付けで債務者より異議申立があり、訴訟に移行いたしました。

訴訟の内容でございますが、福生市は、18 万 7,280 円を一括精算してほしいといった申立に対しまして、債務者から分割で支払いについて債権者（福生市）との話し合いを希望するとの異議申立があったものでございます。

この訴えの提起につきましては額が小額なため、議会の委任による専決処分といたし、議会の諸報告のみとさせていただきました。なお、本会議で議場に配付させていただきました資料中、債務者（保護者）の氏名等については、教育的配慮から黒塗りの伏字とさせていただいております。

なお、本訴訟は平成 23 年 3 月 15 日に青梅簡易裁判所において、和解へ

向けて話し合いを行う予定でしたが、当日債務者（相手方）は出頭せず、口頭弁論では福生市は再度一括精算を主張し、1週間後に判決をするとのことで閉廷されました。

平成23年3月22日、13時15分に判決がございました。判決内容につきましては、債務者は債権者（福生市）に、給食費18万5,150円及び訴訟経費を福生市に支払えとの判決でございました。

なお、今後でございますが、判決に対する控訴期間は2週間でございます。また判決が出て、さらに話し合い、和解はできますが、無理なときには強制執行となり、預金等の差し押さえをする予定でございます。

以上で報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。お諮りいたします。報告第6号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第6号は原案のとおり承認することといたします。

次に、日程第17、報告第7号、福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の人事異動についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは報告第7号、福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の人事異動について御説明をさせていただきます。報告第7号資料に、平成23年4月1日付けの人事異動職員の一覧を載せさせていただきましたので、御覧いただければと存じます。

まず部長職でございますが、宮田次長の後任といたしまして、私、田村が務めさせていただきます。力不足ではございますが、誠心誠意務めさせていただきますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に課長職でございます。庶務課長につきましては現生涯学習推進課の高木課長が就任いたします。次の教育委員会事務局主幹でございますが、栗林主幹の後任といたしましては、現小金井市立南小学校の浅野副校長が、またもう一人の主幹、教育センター主幹でございますが、こちらにつきましては、子ども家庭部子ども育成課課長補佐（兼）子ども育成係長の笹本課長補佐が、昇任して主幹の職に就きます。もう一人は、現生涯学習推進課課長補佐（兼）地域教育支援係長の高橋課長補佐が、こ

らも昇任して生涯学習推進課長の職に就くものでございます。

次に課長補佐以下でございます。課長補佐から裏面にございます再任用職員まで 23 名記載してございますが、この中には異動や、あるいは昇任なども含んでおりますので、新たに他の部署から教育委員会に参る職員につきましては、このうち 12 名となっております。

以上、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告 7 号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第 7 号は原案のとおり承認することといたします。

それでは、先程日程についてお諮りしました、追加日程第 1、報告第 8 号、行政処分取消等請求控訴事件の判決についてを議題といたします。教育長より内容説明をお願いいたします。

教育長 去る平成 23 年 3 月 10 日に東京高等裁判所におきまして、行政処分取消等請求控訴事件がございました。これについての判決が出ておきまして、まず、もともとの事件につきまして、福生市の関係部分で申しますと、福生第三中学校に勤務をしておりました教員が、卒業式のときに校長からの職務命令があったことについて、それは本人にとっては、命令としての承知はしていないとのことから始まっているものでございます。その後東京都におきまして、その命令違反に対する処分がされておりました。

そのことに対しまして訴訟として地方裁判所に起こされたものでございます。その後地方裁判所では先に御報告申し上げましたように、私どもとして全面勝訴であったわけですが、今回、控訴の結果につきましては、東京高等裁判所の判断が少し分かれたところでございました。

判決の趣旨(1)としては、戒告処分はいずれも取り消すとなっております。この裁判につきましては、当時勤務しておりました教員がそれぞれ訴えを起こしたもので、東京都と福生市と八王子市と、三者が一体となってこれに対応してきた経緯があったところでございました。戒告処分につきましては任命権者である東京都が行ったものでございます。

(2)にあります(1)以外の請求は棄却することとでございます。即ち損害賠償を求められていたわけでありましてけれども、その損害賠償に

については棄却、つまり認めませんとのことであります。

(3)の訴訟費用については、控訴人と東京都で2分の1ずつの負担とするとなりました。

従いまして、3で「控訴人(相手側)が求めていた事項」、あるいは4で「判決による控訴人及び被控訴人への影響」等々が書かれてあるわけですが、具体的に申し上げますと、福生市が学校に対しまして、卒業式あるいは入学式についての儀式的行事については、学習指導要領にのっとりしかるべき方法をもって行うようにと、指示をいたした通達文書がございます。その通達文書については、高等裁判所は「適法である」とのことです。

さらにその通達文書を受けて校長が行いました職務命令、即ち「国歌斉唱の際には起立をするように」、その職務命令については、これは命令としてきちんと発せられているとのことで、これについても「適法である」とのことです。

即ち福生市にとりましては、通達並びに職務命令が適正に行われたとのことで、私どもにとりましては一審と同様勝訴でございます。

そして任命権者である東京都は、そのような状況を受けまして、福生市からの式典の当日におけます状況等々報告を受けまして、当該教員に対しまして戒告処分をいたしました。この戒告処分につきまして、裁判所の判断はその「戒告は取り消す」といったことですが、処分をすること自体は違法ではないとのことであります。命令違反に対する処分をすることについては違法ではない。ただ、戒告とは少し重い処分ではなかったか。このようなことで戒告処分は取り消すとのことでございました。

従いまして、戒告処分がなくなったわけですから、損害はないので、損害賠償は認めないとなります。東京都にとりましては、戒告処分の部分については敗訴、損害賠償の部分については勝訴と、二様に判断がされたこととでございます。任命権者にとりましては、目下その戒告処分が取り消されたことについて、これはどういうことであろうかと、判決文の点検に入っているとのことでございます。上告するかどうかについては今後の状況次第になるところでございます。

従いまして福生市としては、勝訴でございますので上告する理由がないこととなります。

被告人側にとりましては損害賠償が否定をされております。あるいは福生市が出した通達、東京都が出している通知文書、そしてまた福生市の校

長が行いました職務命令については適法となっております。訴えた側は違法であると主張しておりましたので、そういった意味では判決に対する不服の部分は多少残るかと思えます。そして、それについて上告をするや否やについては、目下のところまだ明らかではありません。平成 23 年 3 月 24 日が上告期限となっておりますので、それまでに何らかの行為があるとするれば、それに対する今後の私どもの対応があろうかといったところでございます。

以上、大変雑駁でございますが、このような経過を目下たどって判決がされたことを御報告申し上げます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

東京都の人事記録に残る処分の、一番軽いものは何ですか。

教育 長 戒告です。判決文を読みますと、当時は処分がいろいろ揺れていたと言いますか、訓告もあれば戒告もあればとのことで、どちらかと言うと訓告が多かったのではないかと思います。そういった意味でいうと、今回の東京都が行った戒告とは少し重いのではないかと思います。

委員 長 東京都は一律「戒告」にしたのですか。

教育 長 私どもが知る限りでは、ほとんどが戒告になっています。

参事 長 これについては平成 15 年 10 月 23 日の都教育委員会が都立学校等に出した通達に基づいております。従ってその年度の卒業式、平成 16 年入学式、それ以降についても職務命令違反とのことで、全て戒告処分をしております。

また、2 回目等になりますと、さらにその上の減給処分といった形で処分の程度を重くしている経緯がございます。

委員 長 東京都が上告する可能性はないですか。

参事 長 今のところ上告するのではないかとはいわれます。

委員 長 推測してもしょうがないですね。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第 8 号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって報告第 8 号は原案のとおり承認することといたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

生涯学習推進課長 それでは、その他報告1でございます。学校支援地域組織事業の進捗状況について、説明をさせていただきます。

この学校支援地域組織につきましては、平成22年10月の教育委員会協議会において概要を説明させていただきました。その後の状況でございます。現在は福生第四小学校地区で、学校長より推薦のございました学校サポートコーディネーターに、四小区域域内にお住まいの山崎源太氏をお願いして、現在モデル校として取組を始めております。

山崎氏におかれましては、第四小学校のPTA役員、また福生市PTA連合会の役員を歴任され、また四小ファンクラブにおきましても指導的に活動をされている方でございます。これまでに、平成23年3月7日に開催しました「ふっさっ子の広場」のサポーターのつどいや、平成23年3月11日に東京都が開催しました教育支援コーディネーターミーティングに御参加いただき、また4月には小平市の先駆的な取組を行っている学校の視察をお願いする予定でございます。

今後でございますが、この第四小学校の取組を参考にしまして、平成23年度当初には、4月に学校長会への再度の説明、また各学校へ出向いて教員を対象にした説明会を行いまして、学校におきましてニーズの検証と、学校長における受け入れ方針が決定されたところから、順次支援の内容の検討を行いまして、平成23年度中には小学校2校、中学校1校の開設を目指しているところでございます。

以上でございます。

委 員 長 よろしいですか。

それでは、次に追加1、平成23年度組織改正についてをお願いします。

庶務課長 その他報告事項、平成23年度組織改正についてでございます。

今回の組織改正につきましては、第4期総合計画への対応や、あるいは市長のマニフェストでございます「五つの元気施策」を推進することなどを旨とした組織改正でございます。

組織改正をいたす部署でございますが、主なものといたしますと、生活環境部でございます。「地域振興課」を「シティセールス推進課」に課名変更をいたします。これは福生市のまちの魅力を発掘し、組織的、戦略的に広く情報発信を行い、シティセールスを推進しようとするものでございます。また、併せまして現在二つの係でございますが、2係を2グループに改組をいたします。これはそれぞれの業務状況に応じまして、グループ内での職員配置を柔軟に変更できるようにするためのものでございます。

こちらの(5)が教育委員会関係でございます。庶務課でございますが、正規の学校用務員3名が退職や任用替えによりまして減となることから、嘱託職員3名を採用して対応を図るものでございます。

指導室でございますが、教育センター担当主幹の新設でございます。このことによりまして、教育センター事務の管理運営、就学指導関係等を所管し、既設の主幹との事務分担を行い、教育指導行政の充実を図ろうとするものでございます。

また、学校給食課でございます。学校給食課では、調理職員の職種替えと退職によりまして、正規職員2名の減となりますが、再任用職員とパートタイマーで対応をいたしてまいります。

組織改正の新旧対照表でございますが、この部分が教育委員会事務局関係でございます。改正前のところに「教育委員会事務局(82)」とございます。職員数82名でございますが、右側の改正後を御覧いただきますと78名となっておりますので、4名の減になります。

この4名の減につきましては、ただ今申し上げました学校用務員、調理職員の関係で減となります。その減が5名でございますが、逆に指導室主幹が1名増となりますので、相殺して4名の減になります。

最後に、下から2行目でございます。こちらが「組織職員数計」で、市役所全体の人数でございます。改正前、平成22年4月1日現在が362名。改正後、平成23年4月1日予定でございますが、360名でございますので、前年と比較いたしまして2名の減となることでございます。

以上でございます。

委員長 教育委員会はたくさんの職員を減らされ、果たしてこれで福生の教育は大丈夫なのかと不安に思うところです。

他にその他報告はありませんか。

委員の皆さんからは何かありませんか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成23年第3回福生市教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午前11時50分 閉会